

第4 各論

1 火災

項 目	活 動 内 容
災 害 特 性	1 同時に多発する。 2 季節、時間によって被害の規模が大きくなる。 3 通行障害が発生し、進路が制約され、現着まで時間がかかる。 4 水利が限定される。 5 大規模街区火災、合流火災に拡大する。 6 電気、ガス等の復旧後にも火災が発生する。
活動の原則	1 火災の早期発見と一挙鎮圧の原則 火災を初期のうちに鎮圧することが大火災を防ぐ最大の方策であり、早期発見と一挙鎮圧を行う。 2 避難場所及び避難道路確保優先の原則 延焼火災が多発し、拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所及び避難道路確保のための活動を行う。 3 重要地域優先の原則 同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先する。 4 市街地火災活動優先の原則 大工場、大量危険物貯蔵施設等の大規模建築物から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災を優先する。 5 重要対象物優先の原則 重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物周辺の火災を優先に活動する。
活 動 要 領	1 出場 (1) 原則として、方面指揮本部等からの命令により出場する。 (2) 出場に際しては、可能な限りホースの増載及び救助資器材等の積載を行う。

活 動 要 領	(3) 出場途上においても他の火災の発見に努め、火災を発見した場合は、方面指揮本部等に報告し、指示命令を受ける。 (4) 出場途上、救助事象に遭遇した場合は、原則として火災現場に直行するとともに、その旨方面指揮本部等に報告する。 2 広報 住民に対し、出火防止、初期消火の徹底等について広報する。 3 水利部署 水利部署は、消火栓以外の水利を原則とする。 4 放水口数 可搬ポンプは、2口放水を原則とし、人員が不足する場合は、現場付近の住民の協力を得て活動する。 5 消火活動 (1) 注水位置は、十分な余裕ホースを取る。 (2) 延焼防止できない場合は、方面指揮本部等に火災の状況を報告し、応援を要請する。 (3) 努めて移動注水を行い、効率的な注水を行う。 (4) 1口の防ぎょ担当面は、約10メートルを目安とする。 (5) 延焼阻止線の設定に当たっては、水利分布状況及び水利容量並びに火流の方向を十分見極め設定する。 6 避難場所防護活動等 (1) 震災の時間的経過により当該地域に避難の勧告若しくは、避難の指示が出され、又は避難を要すると認められる事態となったときは、次により活動する。 ア 分団長は、副分団長以下の団員を指揮し、地域住民の安全確保を行いながら指定避難場所へ移行する。 イ 団員は、消火班（自主防災隊）を支援して可搬ポンプ、ホース、予備燃料等の資器材を確保する。 (2) 避難場所到着時には、担当する可搬ポンプ及び必要資器材の点検等を行い、避難場所防護体制の早期確立を図る。
----------------	--

2 救助

項 目	活 動 内 容
災 害 特 性	1 多種多様な救助事象が複合し、同時に多発する。 2 大規模建物の倒壊、土砂崩れ等の規模の大きい救助事象が発生する。 3 通常の救助器具以外に建設資器材等を必要とする救助事象が発生する。
活動の原則	1 救命活動の優先 救助活動は、人命の救助を最優先して実施する。 2 火災現場付近優先の原則 規模が同じ程度の救助事象が同時に発生した場合は、火災現場付近を優先して活動する。 3 救命処置必要者優先の原則 救助は、救命処置を必要とする者を優先し、自主防災組織や付近住民と協力して救出を行う。
活 動 要 領	1 救助事象の把握 情報収集を行う班を結成し、情報収集活動のほか、出火防止の広報活動時等の巡回中などを活用し、発見に努める。 2 出場途上の留意事項 救助事象への出場途上において、火災に遭遇した場合は、方面指揮本部に報告するとともに、可搬ポンプがある場合は消火活動を施する。 可搬ポンプがない場合は、自主防災組織の保有する可搬ポンプやスタンドパイプ等を活用して消火活動に従事する。 付近住民から救助活動を依頼された場合は、原則として救助活動を行うとともに、方面指揮本部等に報告する。 3 消防団積載車の器具等を有効に活用するとともに、自主防災組織等と連携して、効果的な活動を行う。

3 応急救護

項 目	活 動 内 容
災 害 特 性	同時に多数の傷病者が発生する。
活動の原則	1 重症者優先の原則 応急救護措置は、重症者を優先とし、その他の傷者はできるかぎり自主的な処置を行わせる。 2 医療救護班との連携の原則 災害現場においては、松阪市の定める地域防災計画に基づく医療救護班と密接な連携を図る。
活 動 要 領	1 応急救護所での支援活動 消防署又はその付近に応急救護所が開設された場合は、消防署隊の指揮の下、傷病者に対する応急救護処置を行う。 2 災害での活動 傷病者に対する応急救護を実施する。

4 水災

項 目	活 動 内 容
災 害 特 性	1 津波による広域的な被害の拡大危険がある。 2 堤防の決壊等による水災の発生危険がある。 3 活動障害が多く発生する。
活動の原則	1 共通事項 消防署隊と連携した活動を原則とする。 2 津波 (1) 津波により発生する水災は、被害発生予想地域が、海岸地域及び河川下流域と非常に広範囲になるため、津波の監視警戒、住民への広報及び避難誘導を最優先とする。 (2) 上記活動時は、団員も避難も念頭におき、緊急時は、避難誘導を行いながら、団員も避難を優先する。 (3) 堤防等に対する水防工法は、消防署隊と連携し、方面指揮本部長の指揮下で活動する。

活動の原則	3 その他の水災 地震により発生する河川堤防の破堤並びに水道管破裂及び地下水噴出による内水氾濫に対しては、消防署隊と連携し、水防工法を実施する。
活動要領	1 分団施設内の資器材の移動 水災の発生が予想される分団施設については、可能な範囲で、必要な資器材を他の分団施設や消防署所等に移動する。 2 浸水地域での活動 浸水地域での災害活動は、消防署隊と連携し、方面指揮本部長の命令に基づき実施する。 3 津波による浸水が予想される地域での活動 大津波警報等が発表された場合は、地域住民に避難広報を実施するとともに、団員も退避を優先する。 4 護岸等の決壊のおそれがある場合 護岸、堤防に亀裂が入り、又はこれらの一部が損壊して決壊のおそれがあり、避難を必要とする場合は、消防署隊に報告するとともに、地域住民に対して、浸水のおそれのない高台又は付近の高層建物に避難するよう広報する。 5 護岸等が決壊した場合 (1) 方面指揮本部長の命令に基づき、可能な限り地域住民に対して避難の広報を行う。 (2) 浸水のため、可搬ポンプ積載車が運行不能となることが予想される場合、早期に高台等の安全な場所に車両を移動させる等の措置をとる。 (3) 浸水地域における救助活動は、消防署隊と連携した活動を徹底する。 (4) 火災がなく、水防工法を実施することが可能な場合は、消防署隊と連携し、水防工法を実施する。

武力攻撃災害時の活動要領

第1 総論

本活動要領は、松阪市消防団の武力攻撃災害時等の標準的な活動を示すものであり、安全な活動を行うため、本活動要領を踏まえ、災害状況に応じた活動を行う。

第2 活動内容

1 共通事項

項 目	活 動 内 容
団員の活動要領	各任務班は、震災時の活動要領に準じて活動する。
参集時における留意事項	1 家族等に対して必要な指示及び措置を行い、参集場所に参集する。 2 安全かつ迅速に参集できる経路を選択する。 3 方面指揮本部等への連絡方法を確保するとともに、ラジオ等を活用し、武力攻撃等に関する情報の収集に努める。 4 入手した情報から武力攻撃災害等の発生のおそれがあることが判明した場合には、必要に応じて堅ろうな建物等へ避難するなど、自己の安全を確保する。 5 参集途上において、参集場所に安全に参集できないと判断した場合は、参集を一時保留し、自己の安全を確保する。

2 活動別事項

(1) 統括指揮本部

担 当	活 動 内 容
統括団長 団本部員 (消防団事務局)	1 消防団が保有する装備、資器材等による活動を命ずる。 2 安全確保措置を図ることができないと判断した場合には、消火等の活動を制限する。 3 関係機関との情報の共有、災害現場における活動の連携及び調整を図るため、団本部員を松阪市対策本部及び方面指揮本部に派遣する。 4 松阪市災害対策本部等において、安全に関する情報や関係機関の活動などの情報を共有し、安全かつ円滑な活動に反映させる。 5 避難実施要領に基づき市に協力して避難住民の誘導を実施させる。 6 機能別分団の調整等を行う。

(2) 方面指揮本部等

担 当	活 動 内 容
方面団長 各副団長 方面分団本部員 (振興局員)	1 安全確保措置を図ることができないと判断した場合には、消火等活動を制限する。 2 警報等の伝達区域を指定する。 3 警報等の伝達にあたっては、自治会、自主防災組織等と連携するとともに、拡声器、可搬ポンプ積載車等の活用を指示する。 4 避難住民の誘導を行う場合は、避難誘導班を編成する。 (1) 避難誘導班は、消火班員、消防隊応援班員、住民指導班員、情報収集班員をもって編成する。 (2) 避難誘導班の長は、部長又は班長の階級にある者とする。 5 災害実態、避難の必要な地域、人員等を考慮し、避難誘導班の再編成を行う。
消火班員 消防隊応援隊員 住民指導班員 情報収集班員	1 安全確保措置を図ることができないと判断した場合には、消火等の活動を制限する。 2 避難住民の誘導は、必要に応じて避難経路の要所に団員を配置し、危険箇所を明示するなど、安全管理に配慮する。 3 自力避難困難者等を誘導する場合は、自治会、自主防災組織等と連携しながら、簡易担架、可搬ポンプ積載車等を活用して実施する。

機能別分団の活動要領

第1 総論

機能別分団は、震災等の大規模災害において、機能別分団員が消防署隊と連携して、効果的に救助活動、救護活動、資器材等の搬送活動、安全管理等の活動を行うことを目的として編成する。

第2 適用事象

震災及び大規模災害において、方面団長が機能別分団の活動を必要と認めた場合、統括団長に報告を行い、方面団長が機能別分団員を招集し、機能別分団の出場を命じた災害を対象に本災害活動要領を適用する。

第3 活動内容等

1 統括指揮本部

(1) 統括団長及び団本部員（消防団事務局）

ア 特殊技能区分ごとに必要な機能別分団員の選定を方面団長から報告を受ける。

イ 機能別分団員の参集状況を把握する。

ウ 機能別分団の活動状況の把握を行う。

(2) 機能別分団

ア 機能別分団員の活動要領は、次に示す特殊技能区分に応じた活動とする。

特殊技能区分	活 動 要 領
重機操作	1 重機を操作し、災害に対応した活動を行う。 2 団員を配置し、二次災害の防止のための安全管理を行う。
船舶操作	1 船舶の操作による、災害に対応した活動を行う。
自動車等運転	1 トラック等を運行し、活動人員、資器材等の搬送を行う。 2 運行時は団員を同乗させ、車両誘導などの安全運行の補助を行う。
情報収集	1 バイク・アマチュア無線を活用した情報収集活動を行う。
医 療	1 現場救護所や応急救護所等における救護活動を行う。 2 トリアージに関する協力を行う。
活動支援	1 特殊技能資格等を活用した災害活動の支援を行う。 2 活動している団員に対し、特殊技能資格等の業務分野における安全管理に関する助言を行い、二次災害の発生を防止する。

イ 機能別分団は、方面団長の命令により、現場を引き揚げるものとする。

ウ 機能別分団の長は、機能別分団員の活動に際し、安全管理に十分配慮する。

2 方面指揮本部

(1) 機能別分団の活動状況を把握し、統括指揮本部へ報告及び連携した活動を行う。

第4 震災時における参集途上の留意事項

参集途上において、災害に遭遇した場合には、必要な措置を講じた後に、統括指揮本部又は方面団長が指定する場所へ参集し、災害状況等を報告する。

現場広報要領

第1 現場広報の目的

災害現場における広報活動は、災害から発生する危険や住民の不安などを一刻も早く取り除き、類似災害の未然防止並びに災害活動への理解と協力を得ることを目的とする。

1 災害活動上必要な広報と住民の安全確保

活動障害を排除し、併せて住民の安全確保を図るため、消防警戒区域を設定して避難命令等の即時強制的な内容の指示を行い、また、関係者には、逃げ遅れ、危険物等の有無等の情報提供や協力を要請する。

2 住民の不安の解消

住民等に災害の実態や災害活動の経過、状況を知らせて住民の不安を解消するとともに、消防に対する理解や信頼を高める。

3 類似災害の予防

災害現場は、災害の実態を知らせ予防的効果を高めるのにまたとない機会である。広く呼びかけて、類似災害の再発防止を図る。

第2 住民に対する広報要領

1 災害状況及び活動内容の広報

消防団の活動が住民に見えないような災害現場においては、関係者や付近住民は活動内容が理解できないため、「消防は何やってるんだ」というような不信や誤解を招くおそれがある。随時、災害の状況及び災害活動の状況を広報し、住民に理解させるように努める。

2 人命救助時の広報

逃げ遅れた人を救出したときなどは、消防に対する信頼を高めることになるため、積極的に広報する。

3 交通規制時の広報

交通のストップや渋滞にあっていない運転者、バスの乗客等及び火災、消防警戒区域から退去を命じられている人々は、交通規制の解除又は各種禁止、制限解除の見通しを知りたがっているため、これらの情報も随時広報して災害活動への理解と協力を求める。

4 住民への不安解消と類似災害の発生防止の広報

延焼状況、延焼防止及び鎮火を段階的に広報して、住民の不安を取り除くとともに、必要に応じて、類似災害の発生防止を呼びかける。

【 住民への広報 】

- 延焼状況
- 避難の必要性の有無
- 二次的災害の危険性の有無
- 被害状況
- 火災予防的要素

5 留意事項

消防団員は、職務上の知り得た秘密や個人情報を他に漏らしてはならないことから、災害現場付近の知人等に問いかけても、話したり、広報したりしないよう留意する。

第3 災害現場の広報文例

別記① のとおり

第4 報道対応

災害現場には、テレビカメラをはじめ、多くの報道機関が取材に詰めかけ、中には団員に対してインタビューを申し込む者も出てくる可能性もある。

しかし、テレビ等の各メディアが社会に与える影響は大きく、不用意な報道対応は災害現場における情報の錯綜や混乱、さらには災害活動の障害を招くおそれもあることから次のとおり対応する。

- 1 個別の対応は、トラブルのもととなることから、災害及び現場活動に関するインタビューは強く断る。
- 2 報道機関に対しては、消防署指揮本部で一括して対応する旨を伝える。

別記①（ 災害現場の広報文例 ）

項 目	広 報 文 例
出場途上	1 消防車が〇〇町の火災に向かっています。
	2 消防車左（右）に曲がります。
	3 消防車交差点を直進します。
	4 前のトラック左側（右）に寄ってください。
	5 消防車が通過します。横断を中止してください。
	6 消防車が続いてきます。
	※ 緊急走行中でも優先通行権を過信せず、細心の注意を払う。
現場到着	1 消防団が現場に到着しました。消火作業の障害とならないようご協力ください。
	2 各方面から消防団がホースを延ばしてきます。危険ですから火災現場から離れてください。
	3 大変危険ですので、指示に従って警戒区域の外に出てください。
情報提供 依頼	1 〇〇荘の居住者の方は、指揮本部という旗の前まで集ってください。
	2 消防団の現場本部が〇〇商店の脇に設置されています。この火災で逃げ遅れた人や行方のわからない人をご存知の方は至急お知らせください。
	3 この火災を発見、（１１９番通報、消火）した方、その人を知っている方は近くの消防団員にお知らせください。
活動状況	1 消火により、これ以上火災が大きくなるおそれはなくなりました。消火活動で水が飛んでくることがありますから火災現場から離れてください。
	2 消防団は現在、消火活動が続けています。消火までにもうしばらく時間がかかる見込みですのでご協力をお願いいたします。
	3 火災現場の東側（西、南、北）に危険物貯蔵庫があり、現在消防団が水により冷却作業を実施しています。万が一の場合もありますので警戒区域を拡大します。ご協力ください。
	4 現場付近の皆様をお願いします。現在火災により〇〇通りは、前面通行止めが行われており車両の通行は出来ません。警察官等の指示に従って、

活動状況	ご通行ください。
	5 消火活動により火事は消えました。現場付近は非常に混雑して危険です から消防団員、警察官の指示に従って警戒区域の外に移動してください。
	6 現場付近の皆さんにお願い致します。この火災現場に消防車（隊）〇台 が出場して消火作業にあたっています。鎮火までにまだ時間がかかります す、もうしばらくご協力ください。
	7 現場付近の皆さんにお願い致します。この火災現場に、合計〇〇台の消 防車等が出場して消火作業にあたっています。鎮火までにまだ時間がか かります。もうしばらくご協力ください。
ぼや火災	現場付近の皆さんにお願い致します。〇町〇丁目の火災は、ぼやで鎮火 しました。現場付近は、非常に混雑しておりますのでご注意ください。
	現在原因を調べ中です。関係のない方は、警戒区域の外に出てください。
非火災	1 〇町〇丁目の火災通報は、火災ではありませんでした。最近この地域一 帯で頻繁に不審火と思われる火災が発生しております。家の周囲に燃え やすい物を置かないよう整理、整頓して、火災予防にご協力ください。
	2 〇町〇丁目の火災通報は、火災ではありませんでした。只今、松阪市に 乾燥注意報が発令されております。空気が非常に乾燥しておりますので 火の元には十分ご注意ください。
飛火火災 警 戒	付近住民の方をお願い致します。現在、〇町〇丁目の火災は延焼中であ り火粉が多量に飛散しています。水バケツ等を準備し、火災を発見した 場合は、初期消火にあたるとともに、付近の消防職員、消防団員に知ら せるか、119番通報をお願い致します。
ガス漏れ等の その他の事故	〇町〇丁目の工事現場で発生したガス漏れは、現在、〇〇ガスで緊急遮 断作業を実施していますが、ガスを止めるまでに時間がかかります。ガ ス爆発の危険が有りますので火気の使用を控えてください。暫くの間ご 協力をお願いいたします。
津波災害時 の避難広報	こちらは〇〇消防団です。先ほどの地震により、津波の危険があります。 直ちに沿岸から離れて、高いビルなど安全な場所に避難してください。

無線運用要領

第1 総論

本運用要領は、松阪市消防団の無線機の運用要領を示すものであり、円滑な情報伝達を行うため、本要領を踏まえ、効果的に実施する。

第2 運用基準

1 松阪市消防団無線通信機（松阪市防災行政無線機）

（1） 活用範囲

- ア 災害現場における指示・命令及び報告並びに情報連絡
- イ 統括指揮本部及び方面指揮本部から出火報等の伝達及び指示並びに情報連絡
- ウ 各種予防警戒等及び各種訓練実施時の情報連絡
- エ その他統括団長及び方面団長等が消防の任務として必要と認める場合

（2） 通信の運用

消防団無線機の無線通信は、統括指揮本部及び方面指揮本部の統制の下に交信することを原則とし、次により運用するものとする。

ア 通信の優先順位

優先順位は、平常時の通信より災害時の通信が優先するものとし、通信相互間が競合する場合は、次の順位による。

（ア） 災害時通信相互間が競合する場合

- a 情報伝達
- b 指示命令
- c 状況報告

（イ） 平常時通信相互間が競合する場合

- a 情報連絡
- b 警戒、訓練、演習

（ウ） 緊急事態発生時は、緊急通信を最優先とする。

イ 目的外使用の禁止

消防団無線機は、消防の任務に関すること以外に使用してはならない。